

日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規

（平成28年10月3日制定
平成28年10月1日施行）

（目的）

第1条 この内規は、日本大学（以下「本大学」という）における研究活動の公正性を確保するための体制及び本大学において研究活動に従事する全ての者（以下「研究者等」という）の責務を明確化することにより、公正な研究活動を推進することを目的とする。

（責任者）

第2条 公正な研究活動の推進に係る責任体系を明確化するため、本大学に最高責任者、統括責任者及び研究倫理責任者を置く。

（最高責任者）

第3条 最高責任者は学長とし、本大学における公正な研究活動の推進について最終責任を負うとともに、本大学全体を総括する。

2 最高責任者は、公正な研究活動を推進するための基本方針を策定する。

（統括責任者）

第4条 統括責任者は副学長（研究担当）（以下「研究副学長」という）とし、最高責任者を補佐するとともに、本大学における公正な研究活動の推進について統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括責任者は、公正な研究活動を推進するための具体的な方策を策定するとともに、その実施状況を把握し、最高責任者に報告する。

（研究倫理責任者）

第5条 研究倫理責任者は、本大学の大学院、学部、通信教育部、短期大学部及び付属機関（以下「学部等」という）の長とする。

2 研究倫理責任者は、当該学部等における公正な研究活動の推進について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 研究倫理責任者は、所属する研究者等に対し、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という）を定期的実施し、その実施状況を把握し、統括責任者へ報告する。

（研究者等の責務）

第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為及び不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努め、公正に研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は、前条第3項に定める研究倫理教育を受講し、研究倫理に反する行為に関与しない旨の所定の誓約書を学部等の長に提出しなければならない。

3 研究者等は、研究データを適正に保存し、必要に応じて開示しなければならない。

4 研究者等は、研究成果を適正な方法で発信しなければならない。

5 研究データ及び研究成果の取扱いは、別に定める「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」による。

（要項等）

第7条 この内規に関するその他の必要事項は、要項等で別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成28年10月1日から施行する。